

## 新旧対照表

## 関税法基本通達

新	旧
<p>(貨物の授受を目的とする交通の許可の手続)</p> <p>24-5 法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第22条の2第2項《貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請》の規定による許可の一括申請については、上記(1)の「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税関において支障がないと認めたときは、それらの書類のうち必要がないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し</p> <p>ロ 写真2葉(最近撮影したもの)</p> <p>ハ 交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類</p> <p>二 その他税関長が必要と認めた書類</p> <p><u>当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合においては、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C-2215)を提出させることとする。</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>(貨物の授受を目的とする交通の許可の手続)</p> <p>24-5 法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第22条の2第2項《貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請》の規定による許可の一括申請は、上記(1)の「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税関において、支障がないと認めたときは、それらの書類のうち必要がないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 戸籍の謄本又は抄本</p> <p>ロ 写真2葉(最近撮影したもの)</p> <p>ハ 交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類</p> <p>二 その他税関長が必要と認めた書類</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>